

協議第 1 1 5 号

平成 1 6 年 6 月 2 3 日 確認

各種事務事業の取扱い（商工・観光関係）について

各種事務事業の取扱い（商工・観光関係）について別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 6 月 2 3 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	調整の内容(案)	<p>1商工会議所等事業補助 各商工会議所等の合併状況を見据えつつ、新市移行後3年程度を目処に新たに統一した基準による補助制度を制定することとし、それまでの間については、暫定的な交付基準により対応する方向で調整する。</p> <p>2企業立地奨励金関係 新市移行時は、旧市町村において定められた企業誘致奨励関係条例等を存続させ、合併後1年程度で新市企業誘致奨励条例を策定する方向で調整する。 なお、新市移行前に、旧奨励制度等の適用を受けている企業及び新市企業誘致奨励条例が策定されるまでの間に立地した企業については該当奨励制度等の期間が終了するまで旧の奨励制度等の内容を適用する。</p> <p>3観光協会補助 (1)新市移行時は現在、各観光協会が実施している事業等のうち地元主導で行われるものについて、現行の補助金額を上限に引き続き支援を行う。 (2)各観光協会の組織の一元化を促進し、統合後の事務局は民間が担う方向で調整する。</p> <p>4花火大会 現在各地域で行われている花火大会等については、地元主導のもと実行委員会等方式にて行われるものに対して新市移行後も引き続き支援を行っていく。</p> <p>5各種まつり 現在各地域で行われているまつり等については地元主導のもと実行委員会等方式によるものに対して新市移行後も引き続き支援を行っていく。</p> <p>6温泉運営事業 施設等については現行のまま新市に引き継ぐこととするが、新市移行後、望ましい温泉運営事業のあり方について、検討を行っていく。</p>
関係項目	商工・観光関係		

先進地事例

【志摩地域合併協議会】

商工観光関係の取扱い

- 1 商店街活性化事業、空き店舗対策事業については、合併後も当分の間現行どおりとし、地域の特性を考慮し検討する。
- 2 観光イベント・PR 事業については、合併後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- 3 地域の伝統的な祭りは、存続するものとする。

【松阪地方合併協議会】

商工・観光関係事業

- (1) 商工業の振興を図るための各種事業は、現行のとおり新市に引き継ぎ、引き続き事業の推進に努める。
- (2) 各種観光事業については現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 競輪事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。